

○神山町景観条例施行規則

令和6年8月26日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び神山町景観条例(令和6年神山町条例第7号。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内の行為の届出等)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第1号)により行うものとする。また、届け出た内容を変更するときも同様とする。

2 前項の景観計画区域内行為届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、同項の図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出を要しない景観計画区域内で行う行為)

第3条 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為で、別表第2に定める規模以下のものについては届出を要しない。

(適合通知)

第4条 町長は、第2条に規定する届出があったときは、速やかに審査し、その届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての景観形成基準に適合すると認められる場合は、景観計画区域内における行為制限の適合通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(行為完了の届出及び行為中止の届出)

第5条 前条の規定による適合通知書の通知を受けた行為が完了した又は中止となった場合は、景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書(様式第3号)2通を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が添付の必要がないと認める図書については、これを省略させることができる。

(勧告)

第6条 法第16条第3項に規定する勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(変更命令)

第7条 法第17条第1項に規定する変更命令又は同条第5項に規定する原状回復命令は、景観計画区域内行為変更等命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、当該措置の実施状況その他必要な事項について景観計画区域内行為変更等命令報告書(様式第6号)2通を町長に提出しなければならない。

3 前項の報告書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。

4 町長は、第2項に規定する報告書を受領したときには、職員に立入検査又は立入調査をさせることができる。この場合において、職員は、町長が定める職員証を携帯しなければならない。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第8条 法第20条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定に係る提案を行おうとする者は、景観重要建造物指定提案書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第20条第3項の規定により、景観重要建造物として指定する必要があると判断した場合は、景観重要建造物指定却下通知書(様式第8号)により当該提案者に通知しなければならない。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第9条 法第21条第1項の規定による景観重要建造物の指定の通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときには、その旨を告示するとともに、法第21条第2項の規定による標識(様式第10号)を設置しなければならない。

(景観重要建造物台帳)

第10条 町長は、法第44条第1項に規定する景観重要建造物管理台帳(様式第11号)を備えなければならない。

(景観重要建造物の現状変更の許可申請等)

第11条 法第22条第1項の規定により景観重要建造物の現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

第12条 町長は、前条に規定する申請書の提出があり、当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障がないと認めたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書(様式第13号)により当該申請者に通知しなければならない。

(景観重要建造物の原状回復命令)

第13条 町長は、法第23条第1項の規定による景観重要建造物の原状回復等命令を行うときは、景観重要建造物原状回復等命令書(様式第14号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第14条 町長は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除を行うときは、同条第3項に定めるところにより、景観重要建造物指定解除通知書(様式第15号)により所有者に通知しなければならない。

2 景観重要建造物の指定を解除した場合は、標識は撤去しなければならない。

(景観重要樹木の指定の提案等)

第15条 法第29条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定に係る提案を行おうとする者は、景観重要樹木指定提案書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第 29 条第 3 項の規定により景観重要樹木として指定する必要がないと判断した場合は、景観重要樹木指定却下通知書（様式第 17 号）により当該提案者に通知しなければならない。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第 16 条 法第 30 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定の通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、法第 30 条第 2 項に規定する標識（様式第 19 号）を設置しなければならない。

（景観重要樹木台帳）

第 17 条 町長は、法第 44 条第 1 項の規定による景観重要樹木管理台帳（様式第 20 号）を備えなければならない。

（景観重要樹木の現状変更の許可申請）

第 18 条 法第 31 条第 1 項の規定により景観重要樹木の現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 21 号）を町長に提出しなければならない。

第 19 条 町長は、前条の申請書の提出があり、当該景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第 22 号）により当該申請者に通知しなければならない。

（景観重要樹木の原状回復命令等）

第 20 条 町長は、法第 32 条第 1 項において準用する同法第 23 条第 1 項の規定による景観重要樹木の原状回復等命令を行うときは、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第 23 号）により所有者等に通知しなければならない。

（景観重要樹木の指定の解除）

第 21 条 町長は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観重要樹木の指定の解除を行うときは、景観重要樹木指定解除通知書（様式第 24 号）により所有者等に通知しなければならない。

2 景観重要樹木の指定を解除した場合は、標識は撤去するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第 22 条 町長は、法第 26 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による命令又は勧告を行うときは、景観重要建造物等の管理に関する命令書（様式第 25 号）又は景観重要建造物等の管理に関する勧告書（様式第 26 号）により行うものとする。

（所有者の変更）

第 23 条 法第 43 条第 1 項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更に係る届出は、所有者変更届出書（様式第 27 号）により行うものとする。

（その他）

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。